省　令

○法務省令第二号

ガス事業法施行令及び電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百四十四号）の施行に伴い、及び電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十九号）第十条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）において準用する不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第九条の規定に基づき、電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令第一条第二項において準用する不動産登記令第九条の情報を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月三十一日　　法務大臣　古川　禎久

電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令第一条第二項において準用する不動産登記令第九条の情報を定める省令の一部を改正する省令

電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令第一条第二項において準用する不動産登記令第九条の情報を定める省令（平成二十八年法務省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令第一条第二項において準用する不動産登記令第九条の情報を定める省令	電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令第一条第二項において準用する不動産登記令第九条の情報を定める省令
電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令第一条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第十条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）において準用する不動産登記令第九条の法務省令で定める情報は、会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。）とする。	電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令第一条第二項において準用する不動産登記令第九条の情報を定める省令の一部を改正する省令（平成二十八年法務省令第六号）第一条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）において準用する不動産登記令第九条の法務省令で定める情報は、会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。）とする。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○法務省令第三号

後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）第十八条の規定に基づき、後見登記等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月三十一日　　法務大臣　古川　禎久

後見登記等に関する省令の一部を改正する省令

後見登記等に関する省令（平成十二年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（「　」で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（登記申請書の添付書面） **第十条**　①　登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。 一　令第六条第一号の申請人が登記された法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書をいう。次号及び第三号並びに第十八条第一項第二号及び第三号において同じ。） 二　令第六条第二号の代理人が登記された法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書 三　令第六条第三号に掲げる書面は、登記事項証明書その他の登記の事由を証する書面 2　令第六条第一号に掲げる書面（前項第一号に掲げる書面を除く。）若しくは令第六条第二号に掲げる書面（同項第二号に掲げる書面を除く。）又は同項第一号若しくは第二号に掲げる書面で官庁又は公署の作成したものは、その作成後三月以内のものに限る。	（登記申請書の添付書面） **第十条**　［項を加える。］ ［①］　令第六条第一号又は第二号に掲げる書面で官庁又は公署の作成したものは、その作成後三月以内のものに限る。
（登記事項証明書等の交付の申請書の添付書面） **第十八条**　［略］ 一　［略］ 二　申請人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書その他の代表者の資格を証する書面 三　代理人によって申請するときは、その権限を証する書面（代理人が登記された法人である場合には、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書を含む。） 2　［略］	（登記事項証明書等の交付の申請書の添付書面） **第十八条**　［同上］ 一　［同上］ 二　申請人が法人であるときは、代表者の資格を証する書面 三　代理人によって申請するときは、その権限を証する書面 2　［同上］